

改正

令和3年3月31日告示第169号

令和6年3月29日告示第147号

令和6年9月30日告示第415号

安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(指定申請及び更新)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第三号（四）に關係書類を添えて行うものとする。

2 法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請は、様式告示別紙様式第三号（五）に關係書類を添えて行うものとする。

(指定の期間)

第4条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護を、又は第1号通所事業と法第8条第7項に規定する通所介護（同条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している指定事業者の指定期間は、当該訪問介護又は通所介護の指定の有効期間とすることができるものとする。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、第3条に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、10日以内に、様式告示別紙様式第三号（一）に変更した内容が分かる書類を添付して市長に提出するものとする。

2 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、様式告示別紙様式第三号（二）を市長に提出するものとする。

3 省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、様式告示別紙様式第三号（三）により行うものとする。

(指定事業者の指定等)

第6条 市長は、第3条に規定する申請（以下「指定申請」という。）があった場合は、速やかに審査を行い、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により、当該申請をした事業者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(1) 指定又は更新を行う場合 事業者指定（更新）通知書（様式第1号）

(2) 指定又は更新を行わない場合 事業所指定（更新）申請拒否通知書（様式第2号）

2 指定を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

3 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしないものとする。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 申請者が、安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年安曇野市告示第578号）に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理するもの（以下「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該指定申請をした日の前日までに、これらの法律の規定による滞納処分を受け、かつ、当該滞納処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該滞納処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該滞納処分を受けた者が、当該滞納処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

(7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

- (8) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして市長が認めるものに該当する場合を除く。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、第9号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定申請前5年以内に居宅サービス等又は事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者の役員等が、第4号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消したとき又は指定の全部又は一部の効力を停止したときは、指定事業者指定取消し(効力停止)通知書(様式第3号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定の拒否)

第8条 市長は、第3条に規定する申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は更新をしないことができる。

- (1) 指定又は更新を受けようとする事業所が市の区域外にある場合であって、市内に居住する者の利用が見込まれないとき。ただし、現に市の被保険者(法第13条に規定する住所地特例対象被保険者を除く。)の利用がある場合を除く。

- (2) 安曇野市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量の超過が見込まれる場合
(指定の条件)

第9条 市長は、第6条の規定による指定又は更新を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(事業者情報の公表及び情報提供)

第10条 市長は、指定事業者について、第6条の規定による指定若しくは指定の更新をし、第7条の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止し、又は省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の受理をしたときは、当該指定事業者等に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、長野県、長野県国民健康保険団体連合会その他市長が必要と認める機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は平成29年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行について必要な準備行為は、告示の施行の前においてもすることができる。

附 則 (令和3年3月31日告示第169号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第147号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月30日告示第415号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

様

安曇野市長



事業者指定（更新）通知書

標記の件について、介護保険法第115条の45の5第1項（第115条の45の6第4項）の規定により指定第1号事業者として指定（更新）したので、通知します。

申請者名称	
代表者名称	
事業所名	
所在地	
介護保険事業所番号	
指定年月日	年 月 日
サービスの種類	
指定有効期間満了日	年 月 日
特記事項	

様

安曇野市長



事業者指定（更新）申請拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者に係る指定（更新）については、
介護保険法第115条の45の5第2項（第115条の45の6第4項）の規定により、指定（更
新）をすることができませんので通知します。

記

拒否理由

（教示）

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、当該審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分の取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

様

安曇野市長



指定事業者指定取消し（効力停止）通知書

年 月 日付けで指定した事業者について、介護保険法第115条の45の9の規定により、次のとおり指定の取消し（効力の停止）をしたので通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 事業所の所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 サービスの種類等
- 5 取消し（効力停止）の内容及び理由
- 6 指定取消し（効力停止）の日 年 月 日
（効力停止の期間 年 月 日～ 年 月 日）

（教示）

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、当該審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分の取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。